



「児童発達支援事業」ってなに？



～児童発達支援事業とは～

発達に心配のあるお子さんや障がいのあるお子さんに対して療育を行う事業です。

◎児童発達支援センター事業

◎児童発達支援事業

◎放課後等デイサービス事業

◎保育所等訪問支援事業

があります。

お子さんの年齢や状態によって対象の事業が決まります。

どんなこと



どんな子が対象なの？

◎お子さんの発達課題に応じた個別支援計画にもとづき、定期的に事業所に通いながら、専門的な療育を受けます。

また、保育所等訪問支援では、保育所や幼稚園等に指導員が訪問し療育を提供します。

◎療育の手法や特徴は事業所ごとに異なります。

(個別・集団療育等)

◎事業の対象となるお子さんは、児童相談所・帯広市こども発達相談室(2歳児相談・3歳児相談・4歳児相談・フォローアップ相談)・医師等から療育の必要性が認められたお子さんです。

★利用にあたっては「受給者証」が必要です。

詳しくはお問い合わせください。